



内閣府

「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月） における街頭検査等の実施結果 ～2台に整備命令～

○「不正改造車を排除する運動」は、国土交通省及び自動車関係団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心になって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等の協力のもとに年間を通して実施しており、その中でも6月を強化月間として重点的な活動を行っています。

○沖縄総合事務局は、本年の強化月間中に沖縄県警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等の協力を得て、不正改造の摘発と自動車ユーザーへの啓発に重点を置いた街頭検査を7回実施し、計360台（うち二輪14台）の車両に対して検査を行いました。

○その結果、43台の車両について保安基準不適合箇所などがありました。
灯火類の不点灯などの整備不良車両に対して、必要な整備を口頭指導し、不正な改造を行っていた車両には整備命令書を交付のうえ改善を命じました。

整備命令書を交付した不正改造の内容

- 回転部分の突出 : 1件
- 突入防止装置の取外し : 1件

その他

- ・車検証有効期限切れ : 1件

○「不正改造車・黒煙110番」への通報等情報34件に対し、警告はがきを送付し、不正改造の改修及びその結果の報告を求めました。

- ・トラック荷台煽り : 17件
- ・トラック突入防止装置 : 14件 など

○沖縄総合事務局では、今後とも関係機関と協力し、不正改造車の排除を積極的に推進してまいります。

引き続き、不正改造の疑いのある車両に関する情報をお寄せください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/02altered/call110.html>

TEL 098-875-0300（内閣府沖縄総合事務局陸運事務所整備部門）

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課 玉城
TEL 098-866-0031（内線 85449）